

10 法定労働時間

Q 建設業で従業員 50 人の営業所の法定労働時間は

A 1日8時間・週40時間であり、これを超える部分は原則として時間外労働となる



法律のポイント

小規模事業場に係る特例を除き、週40時間制が全面適用（労基法第32条、第40条）。

解説

法定労働時間とは、1日8時間・週40時間と定められた労働時間の上限である。

法定労働時間の特例

商業、映画・演劇業（映画の製作の事業を除く）、保健衛生業及び接客娯楽業のうち、常時10人未満の労働者（パート・アルバイト等も含む）を使用する事業場については特例措置対象事業場として、週44時間の特例が設けられている（労基法第40条）。10人未満とは、企業全体の規模ではなく、工場、支店、営業所等、個々の事業場の規模である。

なお、1日の法定労働時間は8時間で変わらない。

1 週44時間の特例措置対象事業場の業種

- ①商業（卸売業、小売業、理美容業、倉庫業、その他の商業）
- ②映画・演劇業（映画の映写、演劇、その他興業の事業）
- ③保険衛生業（病院、診療所、社会福祉施設、浴場業、その他の保健衛生業）
- ④接客娯楽業（旅館、飲食店、ゴルフ場、公園、遊園地、その他の接客娯楽業）

法定労働時間制度一覧

制度名等	適用範囲・要件	規制内容
原則	10人未満のサービス業等（特例事業等）を除く全産業	週40時間、1日8時間
変形労働時間制による特例	①就業規則などで対象とする週、日を特定した場合 ②請求のあった妊産婦及び年少者（満18歳未満の者）は除く	①1ヵ月以内の変形期間を平均し、週40時間（特例事業場等は44時間）を超えない範囲内 ②1日、1週の所定労働時間の上限なし

制度名等	適用範囲・要件	規制内容	
変形労働時間制による特例	1年単位の変形労働時間制	(1) 下記以外の労働者 労使協定を結んだ場合のみ。一般職の地方公務員、請求のあった妊産婦、年少者を除く	① 1年以内の期間を平均し、週40時間以内 ② 1日10時間、週52時間が限度。対象期間が3ヵ月を超える場合、週48時間を越える週は連続3週以内、3ヵ月に区分した期間ごとに3回以内とする。 ③ 休日は週1日
		(2) 積雪地域の建設業の屋外労働者等	① 1年以内の期間を平均し、週40時間以内 ② 対象期間の区分なく、1日10時間、週52時間が限度 ③ 休日は週1回
		(3) タクシー業の隔日勤務者	① 1年以内の期間を平均し、週40時間以内 ② 1日16時間。週については、上記(1)に同じ ③ 休日は週1回
	1週間単位の変形労働時間制	29人までの小売業、旅館、料理店及び飲食店(上記1年単位の変形制(1)と同じ)	① 週40時間以内 ② 1日10時間が限度
	フレックスタイム制	一般職の地方公務員、年少者は除く	1ヵ月以内の清算期間を平均し、週40時間(特例事業場等は44時間)以内
業種・業務による特例	特例事業(小規模サービス業)等の特例	9人までの商業、映画・演劇業(映画製作事業を除く)、保健衛生業及び接客娯楽業	① 週44時間 ② 1ヵ月単位の変形労働時間制及びフレックスタイム制による労働可
	みなし労働時間制	(1) 事業場外労働 (2) 裁量労働	実労働時間について、みなし労働時間制を適用できる
	労働時間法制の適用除外	次の者が対象(年少者は除く) ① 農業、水産業に従事する者 ② 管理監督者、機密事務取扱者 ③ 監視・継続的労働従事者で労基署長の許可を受けた者	労働時間、休憩、休日に関する規定は不適用
年少者の特例	原則	15歳以上18歳未満の者	週40時間、1日8時間
	1日の労働時間延長	同上	週40時間を超えない範囲内で、1週のうち1日を4時間以内に短縮した場合、他の日を10時間まで延長可
	年少者の1ヵ月単位の変形労働時間制、1年単位の変形労働時間制	同上	1週48時間、1日8時間を超えない範囲内で、1ヵ月単位の変形労働時間制、1年単位の変形労働時間制によること可
	7時間労働制	修学児童(13歳以上15歳未満)で、労基署長の許可を受けた場合	修学時間を通算して週40時間、1日7時間